奈良県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十二年八月二十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
冬廣　知志	さと鍼灸整骨院 香芝市磯壁三一九四一一　ベルドミール香芝一階	平成二十二年八月四日
吉川　智則	やすらぎ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町新町一三一五　ブルジュール一〇一	平成二十二年八月二日
藤山　貴史	やすらぎ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町新町一三一五　ブルジュール一〇一	平成二十二年八月二日